

## 令和3年度第2回

# 札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会

## 会 議 録

日 時：2021年7月5日（月）14時開会  
場 所：子ども未来局大会議室（Web会議）

## 1. 開 会

○事務局（木村子どものくらし支援担当課長） それでは、ただいまから札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会を開催いたします。

本日は、お忙しい中、誠にありがとうございます。私は、子ども未来局子どものくらし支援担当課長の木村と申します。よろしくお願いいたします。

初めに報告事項ですが、加藤委員と伊林委員からは欠席の連絡をいただいております。

本日の出席者6名で、定足数に達しております。なお、遠山委員につきましては15時30分頃退席予定と伺っております。

次に、本日の審議事項について確認をいたします。

皆様には事前に次第及び資料をお送りしていますが、本日の審議事項は三つございます。

審議事項の一つ目の「札幌市子どもの貧困対策計画」の改定については資料1から7まで、二つ目のヤングケアラーの実態調査については、資料は一つ、三つ目の令和3年6月死亡事例については、資料1から3までとなっております。

次に、会議の公開、非公開についてでございます。

本日の会議は全て公開を予定しております。会議の様子は動画配信を行っており、あらかじめ傍聴を希望された方に配信用のアドレスをお知らせしております。また、資料につきましても、個人情報記載しない形で用意しております。

## 2. 子ども育成部長あいさつ

○事務局（木村子どものくらし支援担当課長） それでは、開会に当たりまして、野島子ども育成部長よりご挨拶をさせていただきます。

○事務局（野島子ども育成部長） 皆様、お疲れさまでございます。子ども育成部長の野島でございます。初めに、機器対応の関係で開始時間が大幅に遅れましたことをまずもっておわび申し上げます。また、今回、委員の皆様、お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。今回は三つ議題を取り扱っていただくこととなりますけれども、何とぞよろしくお願いいたします。

一つ目の審議事項につきましては、札幌市子どもの貧困対策計画についてでございますけれども、現在の計画が令和4年度に期間満了を迎えるということですが、この間、現計画の中で社会環境が大きく変化したり、また新たな課題も生じたというところで、そういった部分を踏まえた形の新しい計画をつくるということで準備を進めているところでございます。今年度は、まず、前回と同様、アンケート調査等の実態調査を行いまして、子どもの貧困をめぐる現状を把握した上で計画検討を進めていきたいと予定しているところでございます。

また、2点目につきましてはヤングケアラーの実態調査でございます。これについては既に報道等でご承知のことと思いますが、国のほうで調査であるとか検討事項等進められ

ているところでございますが、札幌市におきましても、今年秋の実態調査の実施に向けまして検討を開始しているところでございまして、この調査に当たっては、本部会の皆様にもご意見を頂戴したいと考えておりまして、本日は現時点での検討事項について情報提供をさせていただく予定でございます。

最後の3点目につきましては、6月22日に札幌市で2歳の男の子が亡くなられたという事案につきまして、概要をご報告させていただくとともに、検証及び再発防止策の検討などを皆様方をお願いしたいと考えているところでございます。今回の事案につきましては、区でも本世帯との関わりが始まったばかりでありまして、接触後間もなく、今回の事案が発生してしまったと、そういった状況でございます。

委員の皆様方には、今回三つということで、複数の案件の中で、大変忙しい中恐縮ではございますが、ご審議のほど何とぞよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

本日はよろしくお願いいたします。

### 3. 児童福祉部会会長あいさつ

○事務局（木村子どものくらし支援担当課長） それでは、松本部会長より一言ご挨拶をいただいた後、議事進行をお願いいたします。

○松本部会長 皆さん、どうもこんにちは。大変お忙しいところ、お集まりいただきありがとうございます。また、機器のトラブルで開始が遅れましたことをおわび申し上げます。また、配信で傍聴で参加されている方にも遅延のことをおわび申し上げます。

### 4. 審議事項

○松本部会長 議題が追加でたくさんありますし、時間も押しておりますので、早速議事に入りたいと思います。

それでは、1点目、「札幌市子どもの貧困対策計画」の改定についてということで、ご説明をお願いいたします。

○事務局（木村子どものくらし支援担当課長） 今年4月にメール会議で開催いたしました子ども・子育て会議におきまして、子どもの貧困対策計画の改定につきましては、この児童福祉部会で議論を進めること、スケジュールとしましては、今年度は計画の点検・評価と実態調査を行い、来年度以降、改定作業を行うということが決定されております。本日の会議では、現在の本市の子どもの貧困対策計画についてご説明した後に、実態調査の内容について審議をいただきたいと思いますと考えております。

また、8月に開催予定の2回目の会議では、現計画の点検評価とアンケート調査票について審議を予定しております。

本日は時間も限られておりますので、資料説明はポイントを絞り、できるだけ簡潔にさせていただきます。

まず、現在の計画について、資料1から4を用いてご説明をしたいと思っております。これらの資料は、この部会で毎年実施しております点検・評価に使用している資料をベースに作成しております。今後の議論の前提といたしまして、計画の考え方や構成、アウトラインを再確認していただきたいと考えております。

まず、資料1ですが、計画の概要と改定についてです。

計画策定の経緯といたしましては、策定前の状況としましては、法律が平成26年に施行されまして、本市では大綱等で示す教育や福祉に関する施策を実施していたところですが、平成28年に実態調査を実施し、様々な課題が明らかになり、それらに対応するために取組を体系的に整理し、福祉や教育などの各部局が連携を図りながら計画的に進めることで、困難を抱えている子どもやその世帯をより効果的な支援につなげるということを趣旨としまして、平成30年3月に5年間の計画を策定しております。

次に、計画の基本的な考え方について3点確認しておきたいと思っております。

基本理念ですが、子どもがその生まれ育った環境などに左右されることなく、毎日を安心して過ごしながら、夢と希望を持って成長していくことができる社会の実現としております。

二つ目として、子どもの貧困の捉え方ですが、主に経済的な問題を要因として、子どもが生まれ育つ環境に様々な困難が生じることにより、心身の健康や周囲との人間関係、学習環境など、発達の諸段階において様々な不利や制約と結びつき、子どもの成長や将来的な自立に困難な影響を及ぼしている状態としております。

計画の対象としましては、資料に記載のとおり、「子どもの貧困」状態にある子どもと若者、その家族としております。

令和4年度で現在の計画が期間満了することから、引き続き実効性の高い施策を展開していくために改定を行うものでございます。

続きまして、資料2でございます。

こちらのほうには、施策の体系と主な取組を記載しております。この計画では、五つの基本施策とそれに関連する11の施策を設定しております。表の右側には主な取組を記載しております。ここでは、計画の柱立ての確認ということでご覧いただければと思っておりますが、1番目として、困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し、必要な支援につなげる取組の推進。施策の2番目が、子どもの育ちと学びを支える取組の推進。3番目が、困難を抱える若者を支える取組の推進。4番目としまして、保護者の就労や生活基盤の確保。5番目としまして、特に配慮を要する子ども・世帯を支える取組の推進として、社会的養護を必要とする子ども、ひとり親家庭、生活保護世帯・生活困窮世帯への支援という柱立てになっております。

続きまして、資料3をご覧いただきたいと思っております。

資料3、成果指標の状況についてです。この計画に関する指標につきましては、合計10の指標を設定しておりますが、策定当初の値、現状値、目標値を記載しております。指

標には、実態調査による5年ごとの把握になるものと毎年把握可能なものがございます。指標の評価につきましては、個別事業の実施状況とも関連しますので、次回8月の部会で点検・評価をお願いしたいというふうに考えております。ここでは、現計画ではこのような指標が設定されているということで再確認をいただければと思います。本市の場合、実態調査で得られた数値や札幌市全体の総合計画との整合性から設定された指標が多くなっています。国の大綱では、生活保護世帯に属する子どもの進学率、ひとり親家庭の親の就業率や正規職員の割合、子どもの貧困率など、39の指標が設定されているところです。

資料には記載しておりませんが、計画の実施体制として、私ども子どものくらし支援担当課、子どもの権利総合推進本部会議が内部組織として位置づけられており、有識者会議での評価・検証についても記載されているところでございます。

続きまして、資料4ですが、計画の実施状況や今後留意すべき視点ということでまとめております。

まず、左側の計画1年目、2年目のまとめですが、ここには、昨年、一昨年のこの部会での点検・評価の要点を記載しております。

実施状況としまして3点、コロナの影響はあったものの、おおむね計画どおりに実行されております。二つ目が、指標については、相談支援に関する指標など目標値に達しているものもありますが、子どもを生み育てやすい環境に関する指標など、低下しているものもございます。また、新たな大綱により示された幼児教育の関係ですとか、外国人児童生徒に関する支援を追加しております。

真ん中のところですが、子ども・家庭の困難の状況から再認識した課題ということで、困難を抱える子どもや世帯の状況としまして、社会的孤立、貧困の見えにくさ、問題の複雑化、長期化や貧困の連鎖といった状況を再確認したところです。そこで、いろいろな取組から見えてきた各部局で共有すべき必要な視点としまして、対象者の掘り起こし、広報の充実と普及啓発など、5点を記載させていただいております。

今後の計画の推進に当たりましては、五つの基本施策、特に、困難を抱える子ども・家庭への支援を推進する必要がある。二つ目としまして、関係部局が子どもの貧困対策の視点を意識しながら、横断的なつながりを持って取り組んでいく。行政の取組だけでは限界がありますので、子どもと関わる様々な関係者を初め、市民の理解や意識を深め社会理解を促進することを上げております。

右側に行きまして、この間の国の動きですけれども、子どもの貧困対策推進法が令和元年の6月に改正されました。これに伴い、大綱が11月に閣議決定されております。この大綱記載の内容につきましては、本市の計画ではおおむね網羅されているということで、昨年の会議でも説明をさせていただいているところです。それと、3点目としまして、昨年7月に子どもの貧困率が厚生労働省から公表されましたが、13.5%ということで、前回からほぼ横ばいの値ということだったのですが、この公表されたものは平成30年中の所得であるということに留意する必要があると考えております。

次に、子どもを取り巻く状況としまして、内閣府が先日公表しました子供・若者白書の記載内容などを参考に、カテゴリー別に幾つかの事柄について記載しております。ここに記載のものが全て子どもの貧困と関連性が高いという意味ではなく、一般的な状況として上げさせていただいております。不足している視点もあるかと思いますが、子どもを取り巻く状況の変化ということで確認をいただければというふうに思います。

特に懸念される事項としましては、孤独・孤立化、自殺について記載しております。また、新型コロナウイルス感染症の影響としましては、人とのつながりの希薄化、生活の変化、家庭での問題といった部分が懸念されるところです。デジタル化の進展としまして、技術の普及、活用、一方で、お子さんのスマホ利用率が増える、ネット空間が広がるということと、それに伴うトラブルも発生しているというところがあると思います。続きまして、ひとり親家庭の生活状況としまして、感染症の影響ですとか養育費の確保の問題がございます。その他の状況として、SDGsですとか共生社会、成人年齢の引き下げ、子ども食堂の数の増加を上げております。

一番下の部分ですけれども、今後の子どもの貧困対策で留意すべき視点として記載しております。新型コロナウイルス感染症による影響、支援が届いていない又は届きにくい子ども・家庭へのアプローチ、貧困の連鎖を防ぐ視点、ヤングケアラー、若年女性などの新たな課題、そして、ひとり親家庭の生活、就労状況の変化という部分もございます。今後、子供の貧困対策計画改定に向けた実態調査を進める上でも、これらの状況や視点を踏まえる必要があるというふうに考えております。

続きまして、資料5、子どもの生活実態調査について（案）でございます。

実態調査につきましては、本日ご意見をいただきまして、基本的な方向性の確認ができればというふうに考えております。

実態調査の目的については、記載のとおりでございます。

方法としましては、前回同様に、市民アンケート、支援者ヒアリング、座談会の三つの方法を考えております。市民アンケートにつきましては10月に実施予定で、アンケート項目の大きなくくりとしましては記載のとおりでございます。調査票の設計につきましては専門的な知識を必要とすることから、松本部会長を初め北海道大学等の先生とともに調査票の案を作成しているところです。また、北海道とも連携し、そういう議論の場を持っているところでございます。アンケート項目の検討状況と変更点については、この後、松本部会長からご説明をお願いしたいと思っております。その下の米印ですが、20歳、24歳につきましては、困難を抱える若者に絞って、支援者ヒアリングによる調査を考えております。

二つ目の支援者ヒアリングですが、7月から11月にかけて、支援する側の意見の把握ということで実施をする予定です。前回調査におきましても、アンケート調査では得られないような状況が把握できており、今回も実施したいと考えております。

三つ目の座談会につきましては、当事者である子どもの意見ということを目的としてお

りますが、過去の経験に触れる場合もございますので、実施方法については慎重に検討する必要があると考えております。

その下の別表ですが、アンケート調査についてまとめております。対象年齢としましては、2歳、5歳、小2、小5、中2、高2の6年齢を対象としまして、表の下の米印に記載しておりますが、各年齢の母数を1,500として、低所得者層のサンプル数が100以上になる想定をしております。また、小5、中2、高2については、保護者と子のマッチングを実施する予定です。表の右側には、前回の回収率を参考に記載しており、配付先の学校は一番下に記載のとおりです。

次に、資料6をご覧ください。

支援者ヒアリングについてです。ここには、平成28年度に実施した実績を記載しております。具体的な施設・団体については今後選定していく予定です。

下段に記載のとおり、ヒアリングの内容としましては、関わりを持つ子ども、保護者の抱えている課題、家庭状況、施策や行政への課題・要望、必要とされる支援について、幅広く伺っていきたいというふうに考えております。

続きまして、資料7をご覧ください。

計画策定スケジュール案です。令和3年度の実態調査のスケジュールにつきましては、表の左側にまとめて記載をしております。右側には、有識者会議である児童福祉部会及び市内部の子どもの権利総合推進本部会議での検討スケジュールを記載しております。検討内容としましては、本日の会議で現計画の概要、実態調査の概要、次の8月の会議で、現計画の点検・評価、アンケート調査票についてご審議いただく予定となっております。その後は、実態調査の期間となり、調査結果がある程度まとまった2月頃に、この部会にご報告するようなスケジュールで考えております。

最後になりますが、参考資料として、前回、平成28年に使用した調査票のうち、参考の1として保護者用、参考の2として子ども用の2種類を添付しております。

1点だけ私からご説明をしたいと思います。参考1、保護者用の6ページをご覧ください。

この部分につきましては、6ページの一番下のところなのですが、現在の暮らし向きというところがございます。この中で幾つか設問があり、暮らし向きに関する質問が並んでいるのですけれども、問24としまして家計の状況について質問をしております。

続きまして、7ページをご覧くださいなのですが、経済的な理由による困窮経験、あるいは滞納経験、そして、問27-1、税込年収を聞いております。また下のほうに行きまして、貯金やローンの設問があり、こうした形で暮らし向きというのを把握するというのが前回でございます。札幌市はこういう方式で実施しておりますが、国や横浜市などで、いわゆる手取収入、可処分所得を尋ねる方式もございます。可処分所得を尋ねることになると、結構、質問項目が煩雑になりまして、もともと、この質問に対する回答率が低いというところもございまして、現在のような年収をシンプルに聞く方法と、

細かく、税や社会保険料を聞く方法と、二つ考えられるのですけれども、現在の税込年収を聞く中でも、そこから所得階層に分類しまして、それで生活実態を把握、そして分析をしていくということが可能ではないかというふうに考えておりますが、この点についてもご意見をいただければというふうに考えております。

私の説明は、以上でございます。

○松本部会長 ありがとうございます。ご説明がありましたように、調査票の内容について、今、北大の、前回関わった研究者と札幌市、北海道のほうで、かなり修正案を詰めているところであります。それについて、後で私のほうから概略を簡単に申し上げて、ご意見を今の段階でいただきたいと思っております。

その前段といたしまして、まず、札幌市のほうで、今、こういうスケジュールで計画の見直しをしようとしていると、そういう形で調査も行って、今年度、この後、部会のところでも一旦策定のスケジュールを示していただきました。こういう形で改定ということに向けて議論を進めてよろしいかどうかということは、まず、今日、皆さんにご意見いただいてご確認いただくところですね。

○事務局（木村子どものくらし支援担当課長） はい。

○松本部会長 そういう理解でよろしいですね、分かりました。調査票の中身とか調査の設計ということはちょっと後に置きまして、まず、全体としてこういう形で進めるということではよろしゅうございましょうか。

もし、ご異論がなければ、それを前提に、今の計画の見直し、評価についてはまた次回ということですので、次回改めてということになりますけれども、今日のところで、評価に向けてご意見、あるいはご質問等、あるいは次回に向けて少しご準備いただきたいような資料というようなことがありましたらご発言いただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

私のほうから1点よろしいですか。

次回以降に議論ということだと思っておりますけれども、この成果指標の状況というところで、成果指標が幾つかありますね、札幌市の。

○事務局（木村子どものくらし支援担当課長） はい。

○松本部会長 これについて計画の見直しのところで、成果指標も別途修正する、あるいは追加するということはあるかというふうに考えてよろしいですかね。

○事務局（木村子どものくらし支援担当課長） はい。今あるもので十分かどうかというところは、いろいろご意見いただいてというところはあると思っておりますけれども、いろいろ改善点があるのではないかというふうには考えているところです。

○松本部会長 分かりました。前回設定した成果指標、今回もそれについてどういう変化があったかということは、皆さんに確認いただいて評価をいただくところですが、今後の成果指標について、こういう形で進めていくか、もう少し追加なり修正があるかということは、またいろいろご意見をいただきたいところでありますので、よろしいですね。



○事務局（木村子どものくらし支援担当課長） はい。

○松本部長 分かりました。

ほか、いかがでしょうか。

具体的な今の計画の評価ということでしょうから、どこまでどうだったか、それについてどういうふうに評価し得るかということは、また次回改めてということになりますけれども、今日の段階でご意見を伺っておくことはないですか、あるいは、次回に向けてちょっと資料のご準備をいただくようなことはいかがでしょうか。

では、私のほうからよろしいですか。この成果指標のところと関わって、生活保護世帯に属する子どもの高校進学率等というものがありますね。これ、18歳以降の、つまり大学や専門学校等、18歳以降の進学率については出ますでしょうかね。今日のところで分からなければ、ご準備いただければということで、それがどう変化しているかと、お願いします。

○事務局（木村子どものくらし支援担当課長） 確認いたします。

○松本部長 これ、前回の議論のときに、大学の進学率を入れたほうがいいのではないですかと、むしろ高校よりもというお話を申し上げて、札幌市のご担当の方からのお返事は、国のほうに入っていないからというお返事、だから入れないというお返事だったのですけれども、国のほうに入りましたので。別に札幌市独自に入れるべきだったというのが私の考えですけれども、むしろ入れていくというふうなことがよろしいのではないかと思うということで、その状況を次回お示しいただければということと、あと、今後の対策で留意すべき点というところで、高校中退のところがありますよね、この高校中退の問題、ここで留意すべき視点というのがあるように、とても大きいと思うのですね。現実には、やっぱり実践の現場でも苦労されているところかと思いますが、この状況が分かるような資料がありましたらご準備いただければということと、これも含めて進学の問題を考えるというふうにしていくのが、特に支援が必要な子どもさんに対する支援を重点的に行うというふうな大きな方針が示されましたので、ここは大きいかなというふうに思っております。

○事務局（木村子どものくらし支援担当課長） はい、確認いたします。

○松本部長 ご準備いただければと思います。

済みません、私のほうから申し上げましたけれども、ほかいかがでしょうか。

大場委員、お願いいたします。

○大場委員 資料の2の基本施策の3の、困難を抱える若者を支える取組の推進というところで、ひきこもり対策の充実ということが施策の方向性ということを示されていると思いますけれども、今、まだ確定はしていないと思いますが、ひきこもり支援の法制化の動きがあるように聞いています。そうすると、そのひきこもり対策に対する法律の動きの中で、どういう支援が行われていくのか、そのことも貧困対策の計画の中にやっぱり盛り込んでいく必要があるだろうというふうに思っています。

もう一つは、若者の家庭が、同じひきこもりでも、裕福な家庭と貧困の家庭では問題が

違うと思うのですね。そうすると、ひきこもりという家庭の中で、自分の家庭が貧困であれば、その貧困の連鎖ということが非常に問題になってくるわけですが、家庭が裕福だということになると、生活がある程度成り立っていく、その時点では問題ないですが、今8050の問題もありますけれども、親が亡くなった後、どのような問題が出てくるのかということも一つ視野に入れなければならないのかなと。

もう一つは、成果指標の状況の中で、職業訓練や参加ということが記載されていますけれども、当事者の方と関わっているときに、ひきこもり支援がどうしても就労にだけ直結しているのか、ひきこもりということからの回復というか改善というか、どういう言葉がいいのか分かりませんが、そのときに、今の施策というのは就労にシフトし過ぎているのではないか。いろいろな自立のあり方があると考えたとき、こういう目標であれば、やはり貧困対策の中では、ひきこもりの場合は就労しか考えていないのか、そうすると、またひきこもってしまうというようなことになりかねないのではないか、ひきこもりからの回復には、いろいろな方法がありますよというようなことがやっぱり見えるような、成果指標の状況の中でそういうことが見えるようなものが出てくるということが、全体の貧困対策計画の中には必要でないのかなということで、ちょっと細かい話になりましたけれども、感じましたのでお話しさせていただきました。

以上です。

○松本部会長 ありがとうございます。大変重要な視点だと思いますので、状況が分かるような何かデータがございましたら、ちょっと次回、議論のために整理していただければと思います。

ほか、いかがでございましょうか。

箭原委員、お願いします。

○箭原委員 DVも貧困に直結するのです。DVで逃げてきた方とか、DVでひとり親になった場合とか、ひとり親になれば、そこに施策があったり、DV、暴力のところには施策があったりとかするのですけれども、DVを介して貧困になっているというところで、この中に入ってきてもいいのかなと。暴対とかいろいろなところではDVのことは出ていますけれども、貧困の中の子どもとか、親とか、この中でどういうふうに書いていったらいいのか、ちょっとまだ私も分からないのですけれども、DVという言葉がはいってもいいのではないかなと思うのです。

○松本部会長 特にひとり親、母子世帯というふうな家族の形のところに対する支援、あるいは、今、札幌市がお進めになっている若年女性のところの、10代のところのデータDVなんかも含めて、そこは横串を刺すようなことは必要かなというふうに思っております。それも、ちょっとデータ等ありましたら、次回の議論に向けて整理いただければと思います。

ほかはいかがでございましょうか。

あとですね、今の問題と若干近接するところですが、若年の親御さん、あるいは

ひとり親世帯のときに、特に政策的なカテゴリーだと特定妊婦というふうなカテゴリーで支援をされるということがこの数年明確になってきていると思うのですが、その問題をここにどういうふうに入れ込んでいくかということは、もう一つ大きいのかなと。前回の計画をつくったときからの変化ということを含めてですね、そこはちょっと議論ができるようなご準備をいただけるとありがたいと思いますね。

○事務局（木村子どものくらし支援担当課長） はい。

○松本部長 ほか、いかがでしょうか。

いろいろお気づきのことが、ちょっとこの後出てくるかと思しますので、次回の議論に向けて、何かこういうところはもう少しとか、資料の準備をしてほしいということであれば、事務局のほうまでお寄せいただければ、事務局のほうでも準備の手助けになるかと思しますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、一旦このような枠組みで議論を進めていくということをご了解いただいたということを前提に話を進めたいと思います。

その前段の調査のことをございます。今、木村課長さんのほうからご説明いただきましたが、私のほうからも若干補足をいたします。

前回、5年前に調査を行っております。2016年であります。そのときと基本的に枠組みが同じであります。若者のところだけは、ちょっと前回、なかなか思うようにうまく調査ができなかったもので、それを外して、2歳、5歳、小2、小5、中2、高2というところを対象と。調査方法を含めて、基本的に比較ができるようにするということがまず大きなところであります。北海道と北大と協力をするというので、今、北大の、前回関わった研究者が全員参加をしてくださって、今、調査票の策定をしているところであります。前回と基本的な枠組みは同じというふうにしても、若干削るところは削って、コロナの関係でどういう対応があったかということは少し増やすというふうにして、全体のボリュームとしては、同じ、少し減らしたいというふうな形で進めているところであります。まだ、最後の調整はついていません。

先ほど木村課長のほうから、所得のところについてご説明ありましたけれども、国民生活基礎調査は、かなり詳細な形で可処分所得を聞くのですね、所得の内訳をかなり詳細に聞くのですけれども、ちょっとこういうタイプの調査でそれは難しいので、前は実額で聞きました。今回は、もうちょっと50万刻みぐらいの選択肢を今考えているところですが、もう少し答えやすい工夫がないかどうかというのは今検討中というところでありま。

あとは、前回から比較をして、計画ができた後の追加のサービスというのがありますので、そういうことは制度の利用状況あるいは評価というところに入れていくということになるだろうと思います。

あとは、例えば、15歳時点の生活はどうでしたかというのは、思い切ってちょっと削って、現在のことに焦点を合わせるということで今考えているところです。子どもさんのほ

うも、抑うつ指標と自尊感情の指標を両方入れて分析をしていたのですけれども、似たような結果になるので、抑うつの方だけを残して自尊感情を切って、少しシンプルにすると、回答者の負担が減らすというような方向で考えているところでもあります。まだ検討途中でございますので、次回改めて成案に近いものをお示ししたいというふうに考えております。

状況は以上でございます。

あと、遠山先生がおられますので、若干ですけれども、前回、札幌市の中学生のところが回答率が低いのですね。もう一つは、これは道もやっていたのですけれども、道のほうは特に中学生が低いということはないのです。札幌市の中学生のところだけちょっと低くて、かつ、親票と子ども票を合わせる作業を、一緒に封筒に入れてもらって合わせるような操作をしてもらうのですけれども、それもちょっと、やや札幌市の中学のところが、そのマッチングをできる比率が若干、大体九十何%マッチングできるのですけれども、やや低かったので、ちょっと連絡等で、前回あまりスムーズではなかったところがあるのかもしれないというふうに思いますので、お含み置きいただければというふうに思います。

いかがでしょうか、調査のところで、前回と同じフレームワークでいきますよと。北大のほうも同じ体制でやりますよと。もうちょっと、覚書等を交わして、きちんとするような形をとろうかと思っていますけれども、とっていただくようなふうに札幌市もお願いをしていて進めていただいているところでもあります。

今後については、前回と比較できるように、ただ減らすところは減らして、かつ、特にコロナの関係で追加のところも考えているというような状況であります。

○北川委員 いいですか、先生、質問。

○松本部長 北川委員、お願いします。

○北川委員 コロナの関係での追加というのは、例えばどういうことをお考えなのでしょうか。

○松本部長 大体1ページぐらいのところ、感染拡大の中で、どのような影響がありましたというようなことで、例えばお仕事を辞めたとか、収入が減った、お仕事を变えたとか、そういう家計のことですね。あるいは、ご自身の健康の問題、健康に何か影響があったかどうかということと、おつき合い、相談相手が減ったかどうかということ、子どもさんへの学習や趣味の活動等に影響があったかというようなことです。かなり長期に渡りますし、詳細に聞こうとすると、それだけで数ページのものになるかと思しますので、こういうことがありましたかということと、全体的にどういう時期に大変でしたかと、現在も含めてですね、その時間的な推移を簡単に聞くということで、この形式の調査だとその程度ぐらいしか、ちょっと難しいかなと。それに対してどういう対応をしたかということも聞こうかと思ったのですけれども、今考えているところなのですけれども、なかなか、多岐にわたるので、影響そのものが、シンプルな形で聞くのがちょっと難しいなというふうに今思っているところですね。

○北川委員 ありがとうございます。何か、私が現場でお母さんたちと話している時間では、コロナの前からかもしれないのですけれども、がらっと変わったのは、やっぱりユーチューブを見る時間が子どもたちがすごくて、それに対してお母さんたちが、なかなかその時間設定とか、そういうのができなくて、夜遅くまで子どもたちが起きてしまって、そこですごいトラブルになるということが、五、六年前だったら全然なかった子育ての文化が入っていることが、その辺が、コロナで一層多くなったなという実感があるので、子どものほうにはあるのですけれども、大人のほうにはあまりなかったもので、しつけについてというところかもしれないのですけれども、ちょっとそこら辺が気になる場所でしたので、ご検討いただけたらと思いました。

○松本部長 そうですね、生活リズムというふうに捉えたほうがいいのか、パソコンの利用そのものは一方で促進していますからね、パソコンの利用そのものが増えたことをネガティブな指標として見るかどうかは、かなり難しいなと思いながら、どういう形で、リズムの問題として見たらいいか、ちょっと考えさせてください。

○北川委員 はい、よろしくお願ひします。

○松本部長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

特によろしければ、予定の時間よりは若干早いのですけれども、押していることもありますので、一旦ここで、次回の検討につなぐということで、こういう形で進めてよろしいというふうなご了解いただいたという形で進めてよろしいでしょうかね。

(「異議なし」の声あり)

○松本部長 ありがとうございます。

では、遠山委員が3時半と伺っていますけれども、できればヤングケアラーの調査のところをご説明いただいた後で、ご退席の前に何かご意見があれば少しお伺いをしてというふうに思いますけれども、事務局、よろしいですか、そういう形で、事務局のほうから、今、最初の議題で確認ありますか。

○事務局(木村子どものくらし支援担当課長) いえ、大丈夫です。

○松本部長 よろしいですか、分かりました。では、先に進めるということにしましょう。

では、議題の二つ目、お願いします。

○事務局(藤田子どもの権利推進課長) 初めまして。ヤングケアラーを担当している子どもの権利推進課長の藤田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元に紙の資料があると思いますので、それに基づいて説明させていただきます。

まず、1ページ目、ページ打っていないくて恐縮なのですが、ヤングケアラーの調査についてというところがございます。これに沿って説明させていただきます。

私ども、ヤングケアラーの調査、国の調査結果を拝見して、具体的に進めようというこ

とで進めてまいりましたけれども、まだ実際のところ、皆様にお示しできるたたき台等はこれから7月に準備する予定なものですから、今日は頭出しということでお願いいたします。

では、1枚めくっていただきまして、皆様ご存じかとは思うのですが、ヤングケアラーとはどういったことかということでございます。

まず一つ目の「◆」でございますけれども、国の調査では、ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこととされております。このケアラーにつきましては、ご存じのように、一般財団法人で日本ケアラー連盟というところがございまして、こちらで、この下にございますようなヤングケアラーの10類型というものを示しております。埼玉県ですとか厚生労働省で、平成30年、平成31年、すなわち令和元年、令和2年の調査で、3回、国で調査されていますけれども、この日本ケアラー連盟のこのイラストをヤングケアラーとして定義するような形で、ヤングケアラーとして調査を進めているところでございます。この中には、ご承知のとおり、家族の中に病気の方がいらっしゃるですとか、障がいのある方がいらっしゃるですとか、あと、依存症ですとか、幼い兄弟のお世話をしているとか、あと、ヘルパー的なのですが、入浴・排泄介助ですとか、家事をやっているというようなことが定義されて、子どもたちに選択をしていただくというようなことで、この10類型が出されております。

1枚おめくりいただきまして、3枚目、「支援が必要な理由は？」というところでございます。家族のお世話をするのに当然時間を取られるわけでございますが、そうしますと、学校に遅刻したりとか早退したりとか、勉強する時間がないですとか、友達と遊ぶ時間がないですとか、クラブ活動ができないだとか、本来、子ども時代にしっかり学んで、友達と遊んでコミュニケーションしたり、そういった、本来守るべき子どもの権利、札幌市にある子どもの権利条例もそうですけれども、こういったものが侵害されている可能性が十分あると、と言うよりは、あるということなのですけれども、そういったことがあると。そうしますと、子ども時代だけではなくて、将来の進路ですとか、学業ですとか、進学ですとか、そういったものにも影響してくることが十分考えられるということでございます。よく調査で言われているのは、虐待なんかもそうかもしれませんが、家庭内のデリケートな問題であることから、家族のことなので誰にも相談しないとか、できないとか、そもそもそうやって育っているものですから、自覚がないというようなことがよく言われております。

続きまして、1枚おめくりください。

ヤングケアラーに関する国の動きでございます。

まず一つ目の「◆」ですけれども、先ほど申し上げましたように、平成30年、令和元年、令和2年と、厚生労働省が三菱UFJリサーチ&コンサルティングさんに委託して、ヤングケアラーの実態調査というものをしております。

一つ目の平成30年の結果ですけれども、令和元年7月に、この平成30年の結果に基づきまして、平成30年度は全国の要対協、要保護児童対策地域協議会というところにアンケートしたのですけれども、ヤングケアラーへの対応についての通知ということで、まず、ヤングケアラーという言葉があまりよく知られていないというようなことが要対協のレベルでもあったというようなこともありまして、まず、そういったものを周知して、ヤングケアラーの概念という視点からその実態把握に努めてくださいというような通知がなされております。

令和元年度の調査に基づきましては、令和2年の6月に、ヤングケアラーの早期発見・支援についての通知ということで、ヤングケアラーアセスメントシート、それから、支援のガイドラインというものの案をつくって通知が来ております。

令和3年3月、令和2年度の調査ですけれども、この結果に基づきまして、今年の3月に厚生労働省と文部科学省が連携しましてプロジェクトチームを立ち上げましたということでございます。このプロジェクトチームのほうは、さきの5月に既に取りまとめ報告を一旦してございまして、骨太方針にもその方向性を示しているところでございます。後ほどちょっとお話しさせていただきます。

1枚おめくりいただきまして、最新の調査結果というところでございます。厚生労働省の令和2年度の研究でございます。

ここで、一つ目の「◆」ですけれども、国は、中学2年生と高校2年生、あと、定時制と通信制も都道府県から1校ずつ選んであったのですが、中学生、高校生、全国合わせて約17万人に対して調査をいたしました。回収率はあまり高くなかったのですが、その中で、中学2年生は5.7%、全日制高校2年生は4.1%ということで、中学2年生が約17人にお一人、高校2年生は約24人にお一人、世話をしている家族がいるということになっております。国の調査では、お世話の対象は幼い兄弟が対象であるということが一番多かったところでございます。参考までに申し上げますと、埼玉県で調査したときは、埼玉県下の高校2年生全員に調査したということだったのですが、やはり25人に1人ということで、国も埼玉も大体二十四、五人に1人というような、お世話をしているというようなことになっておりました。お世話の頻度ですけれども、ほぼ毎日しているお子さんが5割弱いらっしゃる。四つ目の「◆」ですけれども、平日1日当たりに費やす時間が7時間以上と回答されたお子さんが1割いらっしゃったということでございます。

こういった結果で、下の網かけですけれども、厚生労働副大臣の山本副大臣でございますけれども、ヤングケアラーの対策を打ってこなかったことが悔やまれるというコメントが発せられております。

ただ、この国の調査なのですけれども、国の調査方法は、Web調査で、学校を通じて調査のお願いをいたしまして、スマホとかタブレットで回答していくやり方でやっております。中学生の回答率が大体、約5%、高校生が約10%というような回答率でございまして、こう言っただけですけれども、やや低目かなというようなところがございまして、

その辺を少し着目しております。

調査結果の中では、ここには書いてございませんけれども、お子さんたちに、やりたいこと、やりたいけれどもできないことってどんなことがありますかというお話を設問で設けたところ、実は「特にない」というのが、中学生で58%、高校生で5%で、一番多かったのですけれども、やはり宿題、勉強がやる時間がないとか、自分の自由にする時間がないですとか、睡眠時間が削られているというようなことで、ケアをすることによってそういった時間が不足しているということでございます。この「特にない」というのをそのまま素直に受け取っていいのかどうかというのは、ちょっとどうかなというところもあるかもしれませんが、一応そういうことになってございます。

1枚おめくりいただきまして、国のプロジェクトチームというところでございます。国のプロジェクトチームは、一つ目の「◆」にございますように、やはりケアに時間を取られるということで、ヤングケアラーのいろいろな諸問題に関わる福祉部門ですとか、介護、医療、教育等の様々な分野で連携して、ヤングケアラーを早期に発見して支援を行うことが重要という認識のもとにプロジェクトチームを結成したところでございます。

下の網かけのところにもちょっと書いてございますが、計4回、3月17日から5月17日の報告まで、4回開催されております。こここのところに、米印に書いてございますけれども、骨太方針への反映を目指すものということでございます。

その結果が、次のページでございます、プロジェクトチームの取りまとめ報告です。

○松本部会長 藤田課長、ちょっとよろしいですか。

遠山委員、時間ですけれども、あと5分ぐらいは大丈夫ですか。それとも、もう、すぐ出なければ駄目ですか。

○遠山委員 もう、5分が結構ぎりぎりなので、もうちょっとおつき合いですべてください。

○松本部会長 分かりました、では、ちょっと、一、二分で説明いただいて、ちょっと退席の前に遠山委員からまず発言をいただくというふうにしましょう。

○事務局（藤田子どもの権利推進課長） 分かりました、長々と済みませんでした。

7ページ、プロジェクトチームの取りまとめ報告ですけれども、国のほうは、項目にございますように3本の柱を立てまして、早期発見・把握、支援策の推進、社会的認知度の向上となってございます。詳細は右手のほうに書いてございます。骨太方針におきまして、この3項目に取り組んでまいりたいということで表現されてございます。

最後のページでございます。1枚おめくりいただきまして、札幌市におけるヤングケアラー実態調査の実施というところでございます。

先に、申し訳ありません、スケジュール概要というところでですね、月はまだ決まっていないのですけれども、保健福祉局と教育委員会と私ども子ども未来局で庁内連携ワーキンググループをつくりまして、今検討をし始めているところでございます。今年の秋に実態調査を行いたいということでございます。7月に庁内検討をいたしまして、8月にこの児童福祉部会にご意見を頂戴したいということで、調査票と調査方法、調査対象等を出し



たいと考えております。

以上でございます。

○松本部長 すみません、急がせてしまって申し訳ないです。

時間のことがありますので、遠山委員、もし何か今のご説明の中で、ご質問、あるいはご意見があれば先に頂戴したいと思いますが、いかがでございましょうか。

○遠山委員 ありがとうございます。実は、これに対して何か提案あるいは方策を検討いただきたいというような確固たるものは、実はまだ持ち合わせておりません。今後考えていきたいなというふうに思っております。ただ、実感としては、学校現場で最も実は手が入れられにくいケースであると。虐待であれば、児童相談所と、あるいは家児相と連携をして、何とか子どもの安全を第一にということを手に入れられるのですが、このケースというのは、子どもたちは、我々も経験ありますけれども、本当に自覚が少ない、これがうちなのだ、それから、親もですね、我が家は我が家というか、うちはうち、よそはよそというような感覚がすごく強くて、子どもが、この今の現状がちょっとおかしいことなのだというふうに認識なかなかしてこないのですね。つまり、相当信じられる大人で、家庭の内容を声に出せるような、やっぱり教育現場での人間関係というのがやっぱりベースにないと、なかなか打ち明けてくれない、そういう内容でありますので、学校現場としては子どもに寄り添いながら教育相談をしっかりしていこうというふうにして、今、力を入れているのですけれども、こういったケースがあった場合、今のところ、小学校さんと連携をして、兄弟の状況を確認したりとか、あるいは生活保護、就学援助等のそういった家庭であれば、区役所等と連携するのですが、なかなか手が入れられない、見えにくいケースであるというふうな状況でございます。

以上です。

○松本部長 ありがとうございます。

私のほうから1点だけ、ちょっとシンプルな質問をさせていただいてよろしいですか。国の調査がですね、これはWeb調査で、中学2年生、高校2年生にそれぞれ調査票を示して、回答はそれぞれ各自Web上でしてくれという構えになっているのです。実態として、中学2年生が、スマホあるいはパソコン等で、自宅等でWeb回答をしていくような、そういうリテラシーと、あるいは環境がありますでしょうか。ある子はあると思うのですけれども、ない子も結構いるのではないかと思いますので。調査方法としてのWeb調査の、どの程度有効性があるかということについて、もし今、何か感覚的にでも感じておられることがあったら教えていただけるとありがたいのですけれども。

○遠山委員 小中学校は今年4月からタブレット端末が1人1台ということで導入をされております。今、現状は、このタブレット、どのように使用できるかということ、1学期の期間、各学校が検討、それから、実験を続けて、2学期からは、そのタブレットを家庭に持って帰ってもいいという、そういう段取りで動いているのですね。その中で、家庭のWi-Fi環境であるとか、それから、そういったICT関係がどのように接続できる

状況になっているのかというふうに調査をしていった結果、かなりの家庭が、そういった環境はもうあるということになってきています。ですから、その調査の回答に関する信憑性がどの程度か、あるいは、どこもチェックしないで、ただ機械的に子どもが回答したときの正確性というか、そういったものについてはちょっと何も申し上げられませんが、実施する可能性というか、そういった状況については、一昔前から比べると相当高い頻度で可能であるというふうに感じます。

○松本部会長 自宅でW i - F i 環境が整っていないというのはどれぐらいですかね、大体、かなりのというのは、どれぐらいの頻度、8割ぐらいは大丈夫だろうとか、そんな感覚ですか。

○遠山委員 これは、地域、学校によって、それぞれデータがありますので、本校の場合とはという言い方しかできませんけれども、9割方、もうそういう環境はございます。

○松本部会長 9割あるけど、逆に1割は落ちるという前提ですね。

○遠山委員 そうですね。

○松本部会長 ありがとうございます。

○遠山委員 済みません、これで退室をさせていただいてよろしいでしょうか。

○松本部会長 はい、どうも、延長いただいてありがとうございます。

○遠山委員 ありがとうございます。失礼します。

○松本部会長 ありがとうございます。

そうすると、今、出席いただいているのは、大場委員、箭原委員、北川委員と松本ですが、定足はこれで大丈夫ですか、会議成立はそのまま、多分ぎりぎりですね。

北川委員が、4時何分でしたっけ、何かチャットで、お尻の時間教えてくださいましたね。4時50分ですか。

○北川委員 5時からちょっと、ほかの検討会があつて、済みません。

○松本部会長 分かりました。そうすると会が成立しないので、全て入れて、一応4時半を目標といたしましょう。そうすると、2時半から始まって、一応2時間ということで。多少延びても、北川委員がいらっしゃる間でないと会が成立しませんので。次のご予定もあるでしょうから、後ろを4時半というふうに切って全体を進めたいと思います。もし必要があれば若干延ばすということにしたいと思います。

今、藤田課長のほうから、ヤングケアラーの調査の状況と調査について、札幌市としてこういうふうに進めるということで大まかなスケジュールについてご説明いただきました。ご質問等ありますでしょうか、あるいはご意見等。

○北川委員 いいですか、先生。

○松本部会長 お願いします、北川委員。

○北川委員 意見としては、国のほうで調査をして、国のほうから自治体も早く取り組んでほしいという中で、札幌市が割合早くこれに取り組もうとして計画を立てていること、すごくすばらしいことだと思います。先ほど遠山先生もおっしゃったように、この問題

が、私の障がい児のところ、もう何年も前から、やはりお母さんたちが悪いとかそういうことではないのですけれども、障がいのある子のほうに、やはりケアも心もいってしまつて、後から、その兄弟の方が、二十歳過ぎたり25ぐらいになってから、精神的につらくなったり、家庭内暴力が出たりとか、そういう実態があつて、長い間、やはり子ども自身で孤立して我慢してきたということもありますし、それがまた、子ども自身が当たり前だというふうに思っているのが、このヤングケアラーの難しさで、やはり大人がしっかり気づいていくためには、このような調査を通して市民の方々に分かってもらったり関係者に分かってもらったりする、まず第一歩だと思いますので、この取組に大変期待しております。

以上です。

○松本部長 ありがとうございます。

大場委員、お願いいたします。

○大場委員 ヤングケアラーの関係でいくと、誰を対象かということで大分違ってきているような気がするのですね。障がいのある兄弟であつたり、あるいは、親であれば精神疾患の親、あるいは身体障がい、知的障がいの持っている方ということで、そのヤングケアラー自体の状況というのは少し変わってくるのかなというふうに思っているのが1点と、以前に、北川委員からお話ありましたが、障がいの施設を利用している兄弟のキャンプに参加したことがあるのですね。そのときに、もう大分前になるのですけれども、今も同じ問題が実は解決されないで話題になっているのかなと思ひました。そのときお話あつたのは、自分自身の出産のこととか、自分自身の結婚の話が、中学生、もう20年近い前ですけれども、そういう話が実は話題として随分出たのですね。それが今も解決されないで、ヤングケアラーということで今注目を集めて、それに対する何らかの支援がこれからやっぱり行われていくということは、非常に意味あることかなと。そういうことでは、学校の調査のときに、特別支援学校に通っている子どもの兄弟というのも、ちょっとまたそこで見えてくる部分もあるのかなと思ひます。学校の対象については、特別支援学校と特別支援学級を調査対象として考慮していただいてもいいのかなというふうに思ひました。

以上です。

○松本部長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。北川委員、大場委員から総括的な形でのご意見というふうな形でいただきました。札幌市でも案はこれからということでございますので。

箭原委員のほうから何かご質問やご意見ございませうか。

○箭原委員 ありがとうございます。私どもでは高校生の奨学金を昭和56年からやっていますが、学校から帰つてきて、障がい者の妹を迎えに行つて家で見ながら勉強しているので学習塾に行けない、奨学金に応募してくれて話をしてくれたのでわかつたことで、どこにも言わないし、それが普通の生活になっているので我慢しているとか、「ほかのやりたいことあつたの？」と聞くまで何も出てこないという状態があるので、調査の仕方がと

ても難しいかなと思いますが、少しずつ声が上がれば、これを言ってもいいんだというふうに当事者も周りの人も理解が進めば、また違うのかなとは思いますがね。

以上です。

○松本部長 ありがとうございます。詳細な検討はこれからということですが、私のほうからも、では、一、二点よろしいですか。

ご承知かもしれませんが、北海道のほうでも進められていて、私、そちらのほうの会議の委員でもあるのですね。それで、できれば札幌市と北海道のほうも一緒に会議をするなり、ちょっと調整するような会議体を持っていただけると、それぞれの議論の様子が分かって、少し考えの、両方の幅が広がるのではないかと思うことがあります。私も、同じ問題を2カ所で、同じことをしゃべるというのもあれですから、できれば道の方と市の方と両方おられるところで議論ができると大変ありがたいというふうに思っていることがまず1点です。

2点目は、道庁のほうも議論をされているところですが、国が委託して、あの調査票を私も見て、あれをもとに修正していくというのは、私は問題が多いのではないかというふうに実は思っている、調査の枠組みそのものを自治体がやるという点では。もうちょっと別の設問の項目の組み立て方のほうが、より答えやすいし、自治体施策に結びつくのではないかというふうに思っているところが多々ありますので、割と早い段階でそういう議論もさせていただけるとありがたいです。選択肢の作り方というよりは設問の構造そのものですね、順番とか、そういうことが、国のほうは若干捉えにくいのと、ヤングケアラーというのは、どんなことを指すのかというときも、国の調査で出ているのは、大変回答そのものが、回答しにくいような格好になってしまっているような気がいたしますので、その点、細かいことを今日申し上げる時間はございませんけれども、意見交換させていただければというふうに思っています。これが2点目であります。

3点目は、やはり自治体の調査ですので、自治体はどういう施策を構想、念頭に置いて調査をされようとしているかというのはとても大きいと思うのです。国のフレームワークでヤングケアラーの早期発見とか、ヤングケアラーに対する支援と出ていますけれども、考えてみれば、例えば、精神障がいを持っている父親あるいは母親のケアということに子どもが当たっていると、あるいは巻き込まれているというふうな場合、その子どもへの支援だけでなく、必要なのは、本来この支援を受けるべき大人のほうへの支援なのですよ。その人が、例えば、精神障がいを持っている父親なり母親が適切な支援を受けていない、あるいはその支援が不十分だということと、子どもがそこに巻き込まれていると、何かを担わなければいけないということが、多分セットなのです。そうすると、考えなければいけないのは、支援を受けるべき大人のほうへの支援をどうするかということで、子どもがケアに巻き込まれているというのは、大人のほうへの支援が不十分だというサインだと。なので、大人のほうへの支援、例えば認知症の介護を必要としているお年寄りがいるとか、障がいを持っている兄弟とか、逆に、そちらのほうへの支援をどうするかとい

うふうな話につなげていく回路がないと、やっている子どもが大変だね、話を聞いてあげましようというだけだと、多分、これ、ちょっと本末転倒になると思いますので。そうすると、国のほうの調査のフレームワークを見ると、その視点がやっぱり薄いと思うのです、私が見る限り。ヤングケアラーということに焦点が当てられるので、家族そのものを支援の対象と見る観点が多分なくて、ヤングケアラーという問題そのものを啓発したいというふうな厚労省の動きもあって、それはそれでとても大事なことだと思うのですけれども、なので、子どもに、あなたはヤングケアラーですかと聞くような質問があるのですけれども、そうではなくて、知っているべきは周りの大人というふうに思います。これは道庁の会議でもかなり申し上げたところなのですけれども、やっぱり国の調査票のマイナーチェンジでいくと、その辺りが消えてしまうような気が、私自身は、私の意見として持っておりますので、これは、この児童福祉部会のところが検討の場になるということですので、あらかじめ、私自身は私の考えを申し上げておいたほうがよろしいかと思って今申し上げました。

4点目のところで調査方法なのですけれども、これ、悉皆でWebでやっているのですね。その限界もあるように思って、なかなかいい調査方法が思い浮かばないのでけれども、学校でその場でみんなでやってもらおうとなると、多分これ、例えば1クラス40人いたら、ヤングケアラーである子ども、ケアをしている子どもが割と長く時間かかって、ほかの子は3分で済んでしまうのですよね。そうすると、1人だけ長くやっているみたいな感じになって、そうすると逆に、それは子どものほうにしてみればプレッシャーだし、だったらそれはやらないというふうになっていくような気もするし、今度、うちに持って帰ってWebでやってねとすると、それは環境の問題で、大体の子はできるというけれども、1割か2割の子はその環境にないということがあるかもしれないとか、家でケアをしなければいけない、例えば精神障がいのある大人がいる横で調査を書けないとか、どのやり方をとっても一長一短というか、答える子どものほうにとってみるとなかなか答えづらいような関係が出てくるので、その辺りは、国の調査は力業でWebでやって5%の回収率と、こういうことだと思いますけれども、少し知恵を出し合わなければいけないところかなというふうに考えています。そういう意味で、悉皆でやるのがいいのか、もうちょっとターゲットを絞ったほうが逆によく分かるのかとか、私も今、これだと一番いいという答えがないのですけれども、そこはちょっと関係者が知恵を出し合うべきところかなというふうに考えています。

以上4点ですけれども、長くなりましたけれども、今のところ、たまたま道のほうにも関わっているいろいろ考えていたので、そのことはお伝えをしておこうと思います。

以上です。

ほか、いかがでしょうか。済みません、私のほうがちょっと長々しゃべってしまいました。

北川委員、お願いします。

○北川委員 今、先生の話聞いて、もっともだなと思いました。そういう調査の後どうするかという辺りで、何か私たちも、10年前に、そういうお姉ちゃんがいる、妹さんがいるとなったときに、兄弟児の保育園も、無認可でつくった、今は企業主導型としてやっていますけれども、そういう実際の何かにつなげていく必要があるかなど。海老名市でも、通園の中に兄弟のための保育室を、保育士さん1人雇ってつくったりした事例も過去にあつたりして、今、ちょっと考えたのは、障がい児の通園のところで事業所内相談支援というのがあって、1回1000円という給付費の形なのですが、それ、お父さんかお母さんしか駄目なのですよ。それを、やっぱり兄弟の子もいとするとか、いろいろなことをやっぱり、その調査の結果として何につなげるかということ、やはり子どもってすぐ成長してしまうので、みんなで考えていく必要があるなという、今、先生のお話を聞いて、ちょっと示唆をいただきました。そういう方向が大事だと思います。

○松本部長 ヤングケアラーの発生率みたいなことって、どういうやり方をしても特定できないだろうという前提で、それが5%なのか何%なのかということではなくて、むしろ、今その子どもがどんなところとつながっていて、つながっていないとしたらどういう形でつなげていく必要があるのかと、本来、子どもが巻き込まれないで済むためにはどうすればいいのかという観点でいろいろな施策を組むということが大きいのかなというふう考えております。

この点について、今、市で検討されているということですので、その状況はまた、ここでご報告いただいて、いろいろご意見をいただく場が、8月の部会で設定できると思いますけれども、もしそれまでにいろいろお気づきの点があったら事務局までお寄せいただければと思いますが、よろしゅうございましょうか。

事務局のほうもよろしゅうございましょうか。

では、今日は頭出しということですので、今後、この話がまた我々のところの宿題として残るといふか、続くということになります。

それでは、1時間半になりますけれども、休憩挟まずに続けたいと思いますけれども、いかがですか、よろしいですか。ちょっと、二、三分ブレイク入れますか。よろしいですか。

分かりました、それではこのまま続けます。

○事務局（藤田子どもの権利推進課長） ありがとうございます。

○松本部長 それでは、3点目の議案の死亡事案についてですね。

では、ご説明お願いいたします。

○事務局（島谷子ども企画課長） 子ども企画課長をしております島谷と申します。私のほうから審議事項の三つ目、令和3年6月の死亡事案についてご説明させていただければと思います。

まず、資料の1をご覧くださいと思います。よろしいでしょうか。

まず、事案に関しましてご報告になります。ただ、最初にご承知置きいただきたいのが、

今回の報告に当たりましては個人情報に係る部分につきまして省略させていただく形でこの場でご報告させていただきますので、ご承知置きいただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、資料1に基づきまして説明させていただきます。

まず、1番、事案の概要です。

令和3年6月22日、実母が本児を自宅クローゼット内にしつけのため監禁した結果、意識不明となり、実母からの119番通報を受けて駆け付けた救急隊員が病院に搬送いたしました。翌23日に本児の死亡が確認されたというものでございます。実母は、本児の死亡前日であります6月22日に緊急逮捕されています。まず、こういった事案になります。

2番、世帯の構成についてであります。

まず、実母は二十歳、20歳。本児は2歳5カ月、未就園児、この二人世帯となっております。

続きまして、3番、札幌市（区役所）の対応経過の概要についてであります。

まず、本世帯は令和3年3月にほかの自治体から札幌市に転入した世帯であります。転入元の自治体から世帯への支援経過などについての情報提供がされております。その中で、当該自治体において、本世帯についての泣き声通報歴があること、ただ、その調査の結果、虐待の事実はなかった旨を確認しているところであります。これを受けまして、札幌市北区役所におきまして、本世帯は緊急性を伴うケースとしての情報提供はなかったところではございますが、母が若年かつ実母と本児の二人世帯ということを考慮し、実母との関係構築ですとか子育て情報の確認が必要と判断して、積極的な接触を図ることとしたものでございます。具体的には、4月から6月にかけて、健康・子ども課を初めとする複数の部署が本世帯への支援のため複数回接触しております。その中で、生活や育児の状況確認を行うとともに、保育所の入園に向けた情報提供などの対応を行ったところがございます。このような対応の中におきまして、実母からの本児への虐待が疑われるような事実は確認できなかったところがございます。また、近隣住民からの虐待通報といったものもない状態でした。また、本世帯に関しましては、児童相談所での取扱はないという状況でございます。

一旦の概要の報告は、以上でございます。

○松本部長 分かりました。ありがとうございます。

ちょっと質疑に入る前に、私のほうの判断で皆さんにお願いしたいのですが、子どもさんの死亡に関わる事案、死亡の事案でこれから意見交換をいたしますので、亡くなられた子どもさんのことを思って、しばらくの時間、黙禱をしたいと思います。ユーチューブでご覧になっている方も、もしよろしければ、そのままの姿勢で結構です。

黙禱いたしましょう。

(黙 禱)

○松本部長 どうもありがとうございます。

それでは、今、死亡事案についてご説明をいただきました。それで、今日これから議論をしなければいけないのは、この事案を受けて、札幌市が、例えば検証も含めてどういうふうな対応をとるかということですね。そのことについて、まず最初に札幌市のお考え、今のところでのお考えを、決まっていなかったところは決まっていなかったのを含めて、言っていた方がいいですかね。

○事務局（島谷子ども企画課長） それでは、資料2の説明に入らせていただいてよろしいでしょうか。

○松本部長 そういう進め方でよろしいですか。先に全部お話を伺ってからのほうが、多分意見が言いやすいかとも思いますので。

では、お願いします。

○事務局（島谷子ども企画課長） それでは、検証の進め方について引き続き議案の説明をさせていただきたいと思います。

資料の2をご覧くださいと思います。

まず、1番の検証の必要性についてであります。

まず、児童虐待の防止等に関する法律におきまして、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けたとき、国、地方公共団体双方による事例の分析、児童虐待の防止などのために必要な調査研究及び検証を行うものとされております。具体的な検証の進め方といたしましては、厚生労働省から通知が发出されております。その詳細は資料3に全文記載させていただいておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

次に、2番の検証の目的でございます。

こちら、記載のとおりですが、各関係機関の対応状況などを分析するとともに、再発防止策を検討するためのものであります。関係者の処罰を目的とするものではないというものでございます。

続きまして、3番の検証についてであります。

こちらは、札幌市におきましては、札幌市子ども・子育て会議の中に常設されております、こちらの児童福祉部会の中に、児童福祉部会で検証組織と位置づけているところでございます。検証の手法については、令和元年6月に発生しました死亡事例の検証におきましては、児童福祉部会の中に検証ワーキンググループを設置し、事案の特性を踏まえた専門家の方に臨時委員として加わっていただき検証を進めていただいたところでございます。しかし、今回の死亡事例につきましては、まず、実母の日常的な養育状況と本児の死亡に至った要因のつながりといった事案の詳細が現時点で不明という状況であります。さらに、本市への転入後間もなくの事案の発生でして、区役所といたしましても支援が始まったばかり、これから支援していこうといったところでの事案の発生という状況にございます。このため、今後、どのような形、どのような手法で検証いただくかを含めまして、検証の進め方につきまして改めて児童福祉部会の委員の皆様にご意見をいただきながら



進めていきたいというふうに考えてございます。

私からの説明は、以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○松本部部长 今、事案の概要について概略を説明いただいたこと、検証の在り方についてどういうやり方がいいか、この場で議論して決めていかなければいけないのですけれども、ここについてご意見を頂戴したいということでございます。

これは私のほうからの確認ですけれども、今日これ全部決めなくていいです。というか、私の意見では、今日、こういう形で進めていきましょと、ちょっとまだ決められる状況ではないというふうに思っていますので、それを前提に、こういうことはどうなっているかとか、こういう進め方はあり得るかとかという形で、いろいろご意見をいただくという場にしたいと思います。今日決められないだろうというのは、事案の概要がまだちょっとはつきり分からないというふうな状況で、直接の死因であるとかも含めてですけれども、クローゼットに閉じ込められてということですから、その中で何があったのかということもよく分からないということなので、ここで、こういうメンバーでこういうふうにしていきましょということが、もうちょっと情報が分からないと、検証するにしても、検証のポイントがどこなのかということがある程度当たりがないと、どういう方をお願いするのかとかいうことがなかなか見えてこないというのが、事務局からお話を伺ったときの、私の現時点での判断なのです。ただ、検証を進めていくというふうな前提で、どういうことがあり得るかというのを、この場で一旦ご意見を頂戴すると。また改めて、それはこの場でお諮りするということになるのだろうというふうに、進め方としては思うのですけれども、私の理解、事務局のほう、よろしいですか、大体そういう理解で一致しているということでよろしいですか。

○事務局（島谷子ども企画課長） はい、よろしくお願いいたします。

○松本部部长 いかがでしょうか、そういう、まだ何も実際に決められないような状況の中で、でも、一旦、議論は、意見交換を開始しなければいけないという状況なのですけれども。

これ、本当に、こういう可能性があるかないかとか、必要がどうかということとはちょっと、まだよく分からない中ですけれども、転居される前のところでいろいろ相談歴がありますよね。

○事務局（島谷子ども企画課長） はい。

○松本部部长 そうすると、そちらのほうも含めて、ご家族のほうからすると一つの、一連のプロセスなので、そちらのほうも含めて、何か、我々、その事案から何を学ばなければいけないかというときに、2カ所に転居された、その前のところも含めたプロセスの検証というのは、どういう形だったらあり得るというふうにお考えですか。札幌市としては、札幌市に転居されてからというふうなことが念頭でしょうけれども。

○事務局（島谷子ども企画課長） 今、部部长が言われたように、札幌市に転入してまだ数カ月という状況ですので、恐らく、前の自治体の状況もこの検証にとっては不可欠だろ

うと思っております。もしよろしければ、今後、事務局といたしましても、詳細の調査を進める上で、前の自治体からもいろいろ詳細な情報を入手させていただければと思っております。

○松本部会長 あと、ちょっと、死の因果関係がよく分からない、それは過去の検証事例とは大分性格が違うところがあるかもしれないというふうな予感もしているのですけれども、そこはちょっと、今日のところ、事実関係が分からないので何とも言いようがないところがありますけれども。

あと、私自身も考えがまとまらないところで、ちょっと委員の皆さんにお伺いしたいのは、今、前の検証が行われて、その後、札幌市がいろいろそれを検証での提言を受けられて、その施策を進められようとしていて、それについての評価ワーキングが立ち上がっています。そういう評価との関係をどうするのかということがもう一つ大きいかなというふうに思うことと、その中で、今のところ加害者になって逮捕されているお母さんというのは、大変若くしておひとりで子どもを育てていられたということがあるので、前のところの検証の提言とかなり重なる部分があるようにも思っているのです。ただ、今回の事案の詳細が分からないのでそこは何とも、今ある情報だけなので、それが正しいのかも分からないですけれども、そこも含めてなのですけれども。

箭原委員。

○箭原委員 本当にどういう状況でお亡くなりになったのかというのが全く分からない状況なので、ただ、クローゼットにということだけなのでね。ひとり親家庭なのでよね。周りの支援もない、引っ越してきて周りを知らないそういう場合、ご本人からご相談に来ていただかないとつながらないのです。そこをどうするのかというところ、では、その人が相談窓口につながるのにはどうしたらいいのかとか、今回すごく考えたのです。また、前のところから、虐待の通知も何もない、問題ない親子だということで申し送りが来てしまうと、児相も関われない。若年親子だけになってしまう、誰ともつながらないという状態を、どうしたら解決できるのかなというところはずっと考えているのですが、ご本人に動いていただかないと、今のところはどこにもつながらないという状態なので、そこを何とか変えないとまずいのかなとお亡くなりになってからずっと考えている状態です。

○松本部会長 北川委員、お願いします。

○北川委員 事実関係が分からない中で、どのぐらいの意見を申し上げたらいいのかというのはちょっと大変難しいのです。やはり前の自治体で特定妊婦として支援を受けて、そして、そことの関係性というか、どんな支援を受けていたのかとか、例えば、うちの園で引っ越すとなって、お母さんが精神疾患で、どこともつながる力がないなとなったときに、お母さんとの関係性を持って、向こうの自治体とか相談するところとつながって、お母さんをホールディングする形で次の自治体に引っ越すということをするわけなのですけれども、このお母さん、つながるのが難しいとなったときに、ただ、そこまで、一般のお母さんの場合だと、専門家同士がお母さんの信頼関係の中でつなぎ合えるということを、

どうやって構築できて、今後構築できていくのかなという、それも考えましたし、やっぱりニュースになって、うちの園のお母さんたちも、すごく子どもが言うこときかなかったり、いらいらしたときに、まあ、本当に気持ちは分かるという、こういう、例えば10年前、20年前だったら、あったと思うのですよね。だから、そこをどんなふうに、このクローゼットが何だったのかという事実もちょっとよく分からない中で、ちょっと何も言えないのですけれども、その辺のお母さんへのサポート、そして、札幌市もそれなりに一生懸命訪問されたという事実の中で、本当に、もう少し、最初に戻りますけれども、何があればよかったのかということ、ここでいろいろな方々が考えていくということはすごく大事なことだと思います。

以上です。

○松本部長 大場委員、お願いいたします。

○大場委員 今、札幌市の児童相談所と各区の家庭児童相談室との連携の中で、アセスメントシートがつくられてきて、それが動いているわけですが、他の自治体から情報提供をしていただいたときに、札幌市が活用しているそのアセスメントシートに落とし込んで、どこが見えないのか、どこが落ちているのか、あるいは、その中で、泣き声通報のときに、虐待ではないという判断、そういう経過があって、どういう形で判断したのかというのは、そのアセスメントシートを埋めていくなど、いただいた情報の中で全部、全部という言い方は語弊があるかも知れませんが、埋め切れるのかどうか、その辺を、転入前の自治体にお聞きをするというお話もありましたけれども、そういうせっかくあるアセスメントシートの中で埋め込んでいくような聞き取りというようなことも出てくるのかな。その中で、札幌市がこれからどう考えていくのかという一つの、今までアセスメントシートということで動いているわけですから、そういうツールを使いながら検討していくというのも一つの方法かなというふうに思いました。

以上です。

○松本部長 今、何人かの方からご意見ありましたけれども、事務局のほうから、今のご発言を受けて何かコメントがありますか。

○事務局（島谷子ども企画課長） まず、前の自治体の、どういったことを支援していたのかというのは、もちろんこの場ではちょっとご説明は差し控えさせていただきたいと思いますが、虐待の事象ではないというふうに確認されたのが、ちょっと現時点ではどういう状況で確認したのかというのは今持っていない状況です。ただ、それを受けて、区役所のほうでは、極力、今言われたように、本人との関わり、つながりが難しいといった中で、まさしく区の保健師のほうで、これから積極的な、その親子との関係を築いていこうといった中での事案ということもご承知置きいただければと思います。

以上です。

○松本部長 まだまだ判断がちょっとつかないところがあって、虐待事案として何か支援を組むべきだったのか、そうではない形での何か支援の在り方を、もう少し別というよ

うな形で、もう少し何か組み方があったのかとかということ自体も、まだよく分からないところなので、結果として子どもさんが亡くなっているということをどう受け止めたらいいかということ、多分同じような形で、亡くなりほしくないけれども、同じような形で追い込まれている親子なり家族というのは、ほかにもいらっしゃるかもしれないということを念頭に置いて、どんなことがこれからできるのかということを考えなければいけないかなと、何となくそういう予想はしているのですけれども、ただ、そこはまだ私自身も、情報がなくて何とも言いようがないところなのですけれども、これ、検死の結果というのは、どういう形で入手できますか。

○事務局（島谷子ども企画課長） 北海道警察のほうに照会させていただいて、まだ得られているわけではないのですが、確認していきたいと思っています。

○松本部長 そうですね。あと、これはきっと現場の検証がありますよね。

○事務局（島谷子ども企画課長） そうですね。

○松本部長 仮に、報道されているようなことが事実だとして、クローゼットの中がどうなっていたのかとか。

○事務局（島谷子ども企画課長） そうですね。

○松本部長 どういうふうな状態だったのかとか、その辺もちょっとよく分からないですね。

○事務局（野島子ども育成部長） そういったことについては、今後、裁判という形に恐らくなっていくと思いますので、そういった中でいろいろと、今分からない部分も分かってくる部分もあろうかなと思いますので、具体的な作業なんかは、そういったものをある程度分かった段階で進めることになろうかと思うのですけれども、とりあえず今日の段階では、こういう事例が起きて、まだはっきりした部分、分からない部分ありますけれども、やはりお子さんが亡くなられたという部分を踏まえた段階では、やはり何らかの形の検証というのは進めていかなければならないのかなと。ただ、それをどうするかは、まだちょっと今の段階では決めれないと思いますので、我々も引き続いてそういう情報を収集して、またある程度まとまった段階で、皆さん方のほうにはお示ししながらというやりとりをちょっとさせていただきながら検証を進めていくような形になろうかなとは思っています。

○松本部長 もうちょっといろいろ分からないと、形なり。逆に言うと、これ、どなたに、どういう専門の方に入ってもらったらいいかということところが、なかなか見えないかなというふうに。

○事務局（野島子ども育成部長） そうというのは、今検証しているのと全く同じということでは我々考えてはいませんので、あくまで、この事例に対してどのような検証ができるかということで、また別の形になろうかなと思います。

○松本部長 そうですね、検証はもう、それぞれの事例に則してだと思いますよね。

○事務局（野島子ども育成部長） はい。

○松本部長 委員の方々、今、そういうふうな状況で、詳細な情報がまだ分からない、

したがって、どういう形で検証というものを進めていくかどうかということも、まだ具体的な形で、案として提案できる状況ではないというふうな中で、一旦、情報を集めて考えていって、改めてここでお諮りをしたいと、そういう状況だということで、今日のところはご了解いただくということによろしいでしょうか。

○北川委員 いいですか。前の事例とも似通っていると思うのですが、その点、やっぱり特定妊婦に対してどのようなアプローチが必要なのかというような専門家の方は必要なのではないかなというふうに思いますね。あとは、この事例に関しては、きっと、少し子育て支援という観点も大事なのかなというふうにも思います。

○松本部会長 おっしゃるとおりだと思いますね。今後、こういう、子どもさんが亡くなったという結果を受けて、何ができるのかというふうなことを考えると、今、北川委員がおっしゃったようなことはとても大事な視点かなというふうには思っております。

ほか、いかがでしょうかね。

これ、もう少したった段階でといいますか、いずれにしても8月に児童福祉部会がありますので、そのところでもう一度、その時点で分かっていることと、仮にその時点でこういう体制でということが提案ができれば、案として提案して、皆さんにご意見いただくというような格好になるかというふうに思います。

箭原委員、お願いします。

○箭原委員 具体的な話とかそういうのではなくて、この検証にというわけではないのですが、北川委員が言っていたように、若年妊婦、そこでのアプローチがこの人には必要だったのだなというのは、それだけは事実ですよ。今回亡くなったことを、日常生活支援員にしゃべったのです、ひとり親家庭なので。2歳児って、面倒見ろって言われたときにはすごい心配で、いろんなこと考えるのよって。2歳児は何するか分からないというのは、自分たち、支援に行くときの感覚だと。お母さんがもしかしたら何もしないでも、この子自体が何かしたのではないかというふうにも支援員は考えると言っていました。相談員さんが区役所から来ましたといったときに、「子ども、大丈夫です」って隠すようにするお母さんとか、気構えるから、会えないということが結構あると思うので、支援を一回無料で使えますよと言ったら、子どもとお母さんに会えるのではないの？というような話もしたり、みんないろいろ知恵を使って、なるべく、2歳児で大変な子どもをみんなで守ってやろうというような話は出ていたのです。それはまだまだこれからの話ですが、そういうような視点も必要なのかなとは思ったのです。

○松本部会長 今、子どもさんの年齢の話が出ましたけれども、2016年の、北大と札幌市と道庁で、協力関係でやった子どもの貧困調査のときに、2歳のところが、ほかの年齢層に比べると、かなり家族の孤立とかが高いというのが、これ、すごいクリアな結果が出ていて、そのこと自体、もう既にいろいろなところで報告をしているところなのですが、やっぱりなかなかつながりにくいし、子どもは動き始めるし、そういうような時期であるという、今、箭原委員のお話と、ほかのいろいろなデータから見ても、やっぱり

そこは、3歳以上になるといろいろなところにつながり始めるので、それでももちろん大変は大変なのですけれども、1歳から2歳というのは、その辺がちょっと狭間に入ってしまうような年齢層なのだということは、いろいろな手を考えるときに、かなり強く意識しておかないといけないところだなというようなことは思います。この事案からの、検証からそこが直接出るというよりも、考えなければいけないことの一つかなというふうには思いますけれども。ただ、子育て支援のフレームワークを考えたときに、子どもの年齢というのをどう考えるかというのは、随分大きなことかなと思いますね。

ほか、いかがでしょうか。

今日のところは、ここで議論を一旦打ち切って、次回の部会のところで継続してご報告をいただいて、我々のほうも、今後の検証もそうですし、あと検証だけではなくて、実際に今、札幌市がお進めになっておられるような政策枠組みそのもののどこをどういうふうに強化するなり考え直すかということは、この場でもご議論いただくようなことになるのだらうというふうに思っております。その辺と、ちょっと評価ワーキングの関係については、もうちょっと私も整理させてくださいというか、事案のところはどうなっているかということを考えないとまずいというか、なかなかすっきりいかないので、正直なところなのですけれども。

では、事務局のほう、よろしいですか、何か追加でご発言ありますか。

○事務局（島谷子ども企画課長） いいえ。

○松本部会長 よろしいですか、分かりました。

それでは、今日予定された議案はこの三つで終了でございますけれども、ほか、何か、事務局のほうからありますでしょうか。あるいは、委員の方で、特に何かご発言等ありますか。

特になければ、では、これで終了することで事務局にお返しいたします。

## 5. 閉 会

○事務局（島谷子ども企画課長） 長い間お疲れ様でした。以上をもちまして、本日の子ども・子育て会議児童福祉部会を終了させていただきます。長時間にわたり、ご審議、どうもありがとうございました。